

様式第 1 (第 15 条関係)

会 議 録

会議の名称	平成 30 年度 第 1 回和泉市空家等対策審議会
開催日時	平成 30 年 7 月 30 日 (月) 午前 10 時から
開催場所	和泉市役所 3 号館 3 階 市議会委員会室
出席者	和泉市空家等対策審議会委員 10 名 辻市長、藤原副市長、都市デザイン部長、 都市デザイン部次長兼都市政策課長、その他事務局 4 名
会議の議題	空家等対策計画について
会議の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ■開会 ■市長挨拶 ■委嘱状交付 ■空家等対策審議会について <ul style="list-style-type: none"> (1) 審議会の役割 (2) 会長、副会長の選任 ■空家等対策計画について <ul style="list-style-type: none"> (1) 空家等対策計画に係る組織について (2) 空家等実態調査の結果(概要)について (3) 空家等対策計画の骨子案について ■その他 ■閉会
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他 ()
その他の必要事項 (会議の公開・非公開、傍聴人数等)	会議公開 傍聴人 2 名

司会	<p>只今より平成30年度第1回和泉市空家等対策審議会の開催をお願い申し上げます。</p> <p>本審議会は、『和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則』に基づき公開とし、傍聴を認めております。また、会議録についても公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは審議会開会にあたり、市長よりご挨拶申し上げます。市長、よろしくお願いいたします。</p>
市長	<p>■市長挨拶</p> <p>皆様、おはようございます。</p> <p>空家問題につきましては、以前から課題がありましたが、特に近年における長期的な人口減少社会の中で、空家をどうするかということは国を挙げての大きな課題となっております。</p> <p>和泉市におきましては、平成29年度に市内全域において空家等の実態調査を実施いたしました。また、空家等の所有者に対してアンケート調査を実施いたしましたところ、アンケート回収率は約50%と非常に高く、これは所有者の空家等に対する関心の高さを示しているものと考えております。</p> <p>一方で、相続等により権利関係が複雑化し、空家等問題が長期化する事例もあることから空家等の未然防止が必要であると感じております。</p> <p>本日、ご審議をお願い申し上げます案件は「和泉市空家等対策計画について」でございます。委員の皆様方には是非とも専門的な見地から忌憚のないご意見をいただき、これからの和泉市の空家等対策に寄与するご審議をいただきたいと思います。</p> <p>皆様方の今後のますますの活躍をご祈念申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
司会	<p>続きまして、この度、委員をお引き受けいただきました皆様に委嘱状を交付させていただきますので、自席にてお待ちいただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>■委嘱状交付</p> <p>(辻市長より、空家等対策審議会委員に対する委嘱状の公布が行われる)</p>
司会	<p>市長につきましては、この後、他の公務が重なっておりますことから、大変申し訳ございませんが、これにて退席させていただきます。</p> <p>(市長退室)</p>

司会

続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。
誠に勝手ではございますが、名簿の順により、1号委員よりご紹介申し上げます。

1号委員としまして、学識経験者の方々でございます。
公益社団法大阪府建築士会 西野 智子 様でございます。
一般社団法人大阪府不動産コンサルティング協会 理事 井勢 敦史 様でございます。

大阪府宅地建物取引業協会泉州支部 関 康弘 様でございます。
大阪弁護士会 藤井 伸介 様でございます。
桃山学院大学 法学部教授 田中 志津子 様でございます。

続きまして、2号委員としまして、関係行政機関の職員でございます。
和泉市消防本部 予防課長 山本 豊茂 様でございます。

続きまして、3号委員としまして、住民団体の代表者の方々でございます。

和泉市町会連合会 向井 光男 様でございます。
同じく、浅井 睦夫 様でございます。
同じく、池辺 哲 様でございます。
同じく、松葉 善太良 様でございます。

以上の方々でございます。

■空家等対策審議会について

(1) 審議会の役割 【資料1】

司会

続きまして、本日は初めての審議会でありますことから、和泉市空家等対策審議会の概要につきまして、ご説明させていただきます。お手元の資料1『和泉市空家等対策審議会規則』をご覧ください。

まず、第1条の「趣旨」でございますが、この規則は『和泉市附属機関に関する条例』に基づき本審議会を設置するとともに、本審議会の組織及び運営について、必要な事項を定めるとしております。

次に、第2条の「担当事務」でございますが、本審議会は空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項について市長の諮問に応じて調査審議し、答申することとなっております。

次に、第3条は、「組織」について規定しており、この規定に基づき、皆様方10名を委員に委嘱及び任命させていただいております。

	<p>次に、第4条では「任期」について規定しており、皆様の任期は平成30年7月30日から平成32年7月29日までの2年間でございます。</p> <p>次に、第5条は「会長及び副会長」の選出及び役割についての規定でございます。この規定により、会長及び副会長は委員から互選することとなっておりますので、のちほど、選出いただくこととなります。</p> <p>次に、第6条は、審議会の運営について定めているもので、第2項において、審議会の開催要件を規定しております。</p> <p>なお、本日は全委員にご出席を賜っておりますことから、会議は成立してございます。</p> <p>以上、誠に簡単ではございますが、和泉市空家等対策審議会の概要説明を終わらせていただきます。</p>
司会	<p>(2) 会長、副会長の選任</p> <p>続きまして、会長・副会長の選出をお願いいたします。</p> <p>会長・副会長の選出につきましては、規則第5条により委員の互選となっておりますので、選出につきまして、ご意見・ご提案がございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>事務局から選出の提案がありましたらお願いします。</p>
司会	<p>委員のご意見がありましたので、選出については、事務局よりご提案させていただきますのでよろしいでしょうか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
事務局	<p>それでは、事務局から提案させていただきます。</p> <p>会長及び副会長には、学識経験者から1名ずつご就任いただきたいと思います。</p> <p>そこで、会長には、大学で民法・消費者法の教鞭をとられておられます桃山学院大学法学部教授の田中委員に、副会長には、不動産コンサルティング業務に携わる一方、講演・研修・執筆など手がけられております一般社団法人大阪府不動産コンサルティング協会理事の井勢委員をお願いしてはいかがでしょうか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
司会	<p>それでは、会長を田中委員に、副会長を井勢委員にお願い申し上げたい</p>

	<p>と存じますが、ご了解いただけますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(田中委員 井勢委員 了解)</p>
司会	<p>それでは、会長を田中委員に、副会長を井勢委員に選任することで決定いたします。</p>
会長	<p>ただ今、委員の皆様からわたくし、田中を会長に、副会長に井勢委員を選出いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>会長就任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>審議会の運営にあたりましては、委員皆様方のお力をお借りいたしまして、円滑かつ厳正な審議会の運営に努めさせていただきたいと存じますので、何卒ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
司会	<p>では、これ以降の議事進行につきましては、田中会長にお願いしたいと存じます。</p>
会長	<p>■空家等対策計画について</p> <p>次第にしたがって議事を進めます。「議案第1号 和泉市空家等対策計画について」上程し、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「議案第1号 和泉市空家等対策計画について」ご説明します。</p> <p>はじめに、資料2『空家等対策計画策定に係る組織について』ご説明します。</p> <p>空家等対策計画策定に係る組織は、本市の附属機関である『和泉市空家等対策審議会』（以下「審議会」）、空家等対策の関係課等で構成する『和泉市空家等対策庁内連携会議』（以下「庁内連携会議」）、『事務局』で構成しております。</p> <p>庁内連携会議は、都市政策課を事務局とし、建築・環境・税務部局など、15の室や課で構成しております。</p> <p>空家等対策は分野横断的に複雑多岐に亘るため、関係各課が互いに調整・協力を行い、空家等対策を推進する場として活用していくものです。</p> <p>庁内連携会議において関係課等から意見を集約し、空家等対策計画の骨子案を作成し、審議会でのご意見等を踏まえながら、計画素案を作成し、議会報告やパブリックコメントを経て、計画を策定しようとするものです。</p> <p>審議会の委員構成及び庁内連携会議の関係課等は、資料の裏面に記載しておりますので、ご参照ください。</p>

つづきまして、資料3『空家等実態調査の結果（概要）について』ご報告します。

この調査は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行に伴い、本市における空家等の現状を調査・把握し、空家等対策を総合的かつ計画的に推進するための基礎資料を作成するために、平成29年度に実施しました。

『1.調査対象』は、「建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが状態であるもの及びその敷地」です。

『2.調査の流れ』についてご説明します。

まず、【机上調査】としまして、水道の使用量や閉栓情報から、空家等であると想定される候補を抽出しました。

次に、【現地調査】としまして、空家等候補の外観目視調査を2,575件実施しました。現地では、調査対象の建物の外観や郵便受け、電気メーター等の状態から「空家等」であるかの判定を行ったものです。また、「空家等」と判定した建物については、併せて老朽度・危険度判定も行いました。

外観目視調査の結果、「空家等又は不明」に該当した建物は992棟でした。

次に、【意向調査】としまして、空家等の所有者980名を対象に、アンケート調査を実施し、回答があった518名のうち「空家等でない」という回答が86名ありました。

これらの結果から、空家等又は不明に該当した建物992棟から、「空家等でない」と回答があった86棟を差し引いた906棟を「空家等」として、取りまとめをおこなったものです。

なお、906棟の中には「特定の季節のみ使用」や「物置として使用」という回答も一部含まれていることから、これらについては、今後、使用状況の詳細について把握に努めてまいります。

2ページ、『3.外観調査』の集計概要についてご説明します。

まず、「空家棟数」についてですが、「空家等又は不明」に該当した建物は市内で906棟となり、地域別では、北部地域で233棟、北西部地域で250棟、中部地域で326棟、南部地域で97棟となっています。

3ページ、「老朽度・危険度のランク別内訳」についてですが、外観調査で「空家等又は不明」と判断した906棟について、空家等の状態を具体的に示すため、ランクA～Dの4段階で区分しています。

ランクA及びBについては、多少の改修工事により利活用が可能と考えられる空家等と考えており、市全体の約8割の空家等が、ランクA及びBに該当しています。

4 ページでは市全域の空家等の位置を示しています。

5 ページ、『4.意向調査』についてご説明します。

意向調査は、空家等と判定した建築物の所有者に対して、空家等の実態や今後の利活用の意向等の把握を目的として、平成 30 年 2 月に実施しました。

主な調査内容は、「所有者について」「所有されている建物について」「所有されている空家等の維持管理について」「所有されている空家等の今後の活用方法について」です。

次に、意向調査結果の概要ですが、「空家等又は不明」に該当した建物 992 棟から、所有者が特定できた 980 件に対してアンケートを送付し、回収数が 518 件、回収率は 52.9%となりました。

なお、アンケート回収数 518 件のうち、「居住しており空家等ではない」「売却・譲渡済み」「空家等を所有していない」「心当たりがない」と回答した 112 件を差し引いた 406 件で、集計・分析を実施しています。

主なアンケート結果をご紹介します。

「所有者の年齢」については、60 歳代以上の方が 7 割を越えています。

6 ページ、空家等となったきっかけについては、「居住者が死亡したため」と「他の場所に住宅を新築または購入し転居したため」がそれぞれ約 20%で、主な理由となっています。

「その他」の回答例としては、「家族の介護のため」「家族と同居することになったため」が挙げられます。

次の、空家等を所有することで困っていることについては、「火災や空巣など防犯面が心配」が最も多く、次いで「家財道具など荷物の整理・処置」となっています。また「管理費や修繕費用がかかる」「修繕して使用したいが費用が捻出できない」といった回答も多く、費用面に対する懸念も多く見受けられる結果となりました。

「その他」の回答例としては、「土地や建物は別の所有者であるため、どうしてよいか分からない」といった回答もありました。

7 ページ、将来的に空家等をどのようにされていく予定かについては、「売却したい」が最も多く、次いで「これまで通り所有し、将来は家族へ相続したい」となっています。

全体的には「居住し続けたい」又は「居住する」という回答より「売却や賃貸などで活用したい」旨の回答の割合が多い結果となりました。

空家等の活用や管理についての要望については、「空家等の解体・除却に対する補助が欲しい」「空家等を賃貸・売却する仲介先の情報が欲しい」といった要望が多くありました。

以上のことから、本市における空家等の約 8 割は利活用が可能と考えられることや、所有者の多くは利活用の意向があること、また、空家等の解体・除却に対する補助の要望が多いという調査結果を踏まえて「空家等対策計画」を策定し、適正管理・利活用・除却等の空家等対策を、効率的かつ効果的に推進してまいりたいと考えています。

続きまして、資料 4『空家等対策計画の骨子案』について、ご説明します。1 ページをお願いします。

『第 1 章 計画の目的と対象』では、1～2 ページに『計画の背景』『計画の目的と位置づけ』を記載しています。

空家等対策計画は、法律や国・大阪府の方針に即しつつ、本市の上位計画と整合性を図りながら策定します。

次に、3 ページの『計画期間』及び『計画の対象』ですが、計画期間は 10 年間とし、計画対象エリアは市域全域、対象とする空家等の種類は、空家等特別措置法第 2 条に定義している空家等としております。

続きまして、『第 2 章 現状と課題』では、4～5 ページに『本市の現状』、6～7 ページに『空家の状況』について記載しており、本市の空家の状況は、全国や大阪府と比較して空家率は低く推移しておりますが、本市の人口ビジョンにおける将来人口の見通しとしては、今後、人口は減少に転じると想定されており、空家等対策は重要な施策の 1 つとなります。

8～11 ページにつきましては、『空家等に関する上位・関連計画』の概要となりますので、いずれも説明を割愛させていただきます。

12～17 ページは、昨年度実施しました空家等実態調査の結果報告となりますが、さきほどご報告させていただきましたので、こちらも説明を割愛させていただきます。

18 ページには、空家等実態調査及びアンケート調査の結果、浮かび上がった課題を整理し、記載する予定です。

次ページをお願いします。

続きまして、『第 3 章 空家等対策の基本的な方針』では、19 ページに『基本的な方針』を、20 ページには『計画の目標』を記載しております。空家等特別措置法では、所有者又は管理者が、適切な管理について第一義的な責任を有すると定められています。

しかし、空家が管理不十分となるには様々な理由があることから、本市では所有者等に措置を働きかけるだけでなく、「空家等の予防」「適正管理の促進」「利活用の推進」の 3 つを基本方針とし、「安全・安心で快適な

住環境の保全」「移住・定住の促進による活力のあるまちの実現」を計画の目標として、施策を展開するものです。

次ページをお願いします。

続きまして、『第4章 空家等対策の取組と基本的施策』です。

21 ページに『空家等の調査に関する事項』として、机上調査から現地調査、所有者アンケート調査までの流れを定めており、これは、昨年度実施しました空家等実態調査に沿ったものです。

次に、22～23 ページには『所有者等による空家等の適正な管理の促進』、『空家等及び空家等に係る跡地の活用促進』について記載しており、所有者等に第一義的な管理責任があることを前提とした上で、本市の取組内容を示すものです。

本市では、これまでに広報やホームページで空家等の相談窓口のお知らせを行っているほか、毎年度末に、市民向けの空家セミナー及び個別相談会を実施するなど、空家等所有者の相談に対応してまいりました。

今後は、関係課等における市民向けの通知文書等へ空家等の適正管理を促がす一文の掲載等により、幅広い周知を行っていきたいと考えております。

また、空家バンクの設置や専門家団体との連携による取組により、空家等の流通促進につなげてまいりたいと考えております。

なお、具体的な取組内容については、今後、庁内連携会議等において関係課等と調整し、充実を図る予定です。

次に、23～24 ページには『住民等からの空家等に関する相談への対応』を記載しております。庁内連携会議を通じて、空家等に関する情報を関係各課と共有することで、迅速かつ的確に対応を進めていくものです。

また、主な相談窓口については、窓口となる関係団体名や連絡先等の一覧を記載する予定です。

次ページをお願いします。

続きまして、『第5章 特定空家等に対する措置について』です。

25 ページは『特定空家等の指定』について記載しており、特定空家等の判断基準は、国や大阪府のガイドラインに沿って、関係課等で協議のうえ作成予定です。

また、特定空家等の指定は基準に基づいて行うものですが、勧告・命令・代執行の手続きにあたっては、審議会において意見聴取を行いながら、市長が最終的な措置を決定します。

26～27 ページには、空家等及び特定空家等に対する措置フロー図を記載しており、28 ページには、『特定空家等への対応』を記載しております。

	<p>次ページをお願いします。</p> <p>続きまして『第6章 空家等対策の実施体制等について』です。</p> <p>29 ページには、さきほどご説明させていただきました、審議会及び庁内連携会議の構成を掲載しております。</p> <p>30～31 ページには『その他空家等対策の実施に関する事項』を記載しています。</p> <p>空家施策を進めるうえで他団体との連携は必要不可欠になっていることから、各種団体による主な相談窓口について掲載することで、気軽に相談できる体制を整えてまいります。</p> <p>32 ページをお願いします。</p> <p>最後に、『第7章 資料編』です。巻末に、各種法令などの資料を記載します。</p> <p>また、専門用語等については、ページ下部又は巻末に用語解説を記載し、また、イラスト等を挿入するなど、市民の皆様にとって読みやすく、分かりやすい計画となるように努めます。</p> <p>以上で、資料2から資料4の説明を終わります。</p>
会長	<p>何かご意見・ご質問がありましたら挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>【資料3】について、説明漏れがあったため補足させていただきます。今回の実態調査において、集合住宅または長屋で1室でも居住しているものは空家等としてカウントしていません。このことは、実態調査の結果において、想定していた以上に空家等の数が少なくなった主な要因の一つであり、一戸建てが中心となった空家等の実態であると考えています。</p>
会長	<p>今後、別途、長屋・集合住宅を調査する予定はありますか。また、5軒長屋のような長屋で1軒しか住んでいないという状態は、場合によっては危険であると考えられますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>今のところ大がかりな集合住宅の調査については、これから検討していきたいと考えています。なお、本計画は計画期間が10年となっており、期間中に実態調査を行うとともに、住民からの通報による空家等の把握に努めていきたいと考えています。現段階ではそれしか手が無いと考えています。</p>

委員	<p>今の長屋の件ですが、空家特措法は、長屋への適用を前提として考えていません。今後、国交省等国の機関で空家特措法の見直しがあり、長屋の扱い方が話し合われると思います。したがって、現時点で自治体単位で長屋に対する対応を決めるのは難しいため、空家特措法の動向を受けてから検討すればよいと存じます。</p> <p>また、実態調査において、所有者を特定できなかった建物については今後どのような方針をお持ちであるかお伺いしたいです。</p>
事務局	<p>今後、法務局や戸籍情報の利用、他市への情報照会等の方法を踏まえ、適正な把握に努めていきたいと考えています。</p>
委員	<p>今年の6月に「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が制定され、その第38条で、地方自治体に所有者不明等の場合の家庭裁判所に対する相続財産管理人選任あるいは不在者財産管理人選任の申し立て権限が付与されています。この申し立てをする前提として、地方自治体でどの程度調査すべきなのかを政令で定める予定です。したがって、政令で調査範囲が明確になれば無駄な調査をする必要もなくなり、そこから先は相続財産管理人の選任等を考えれば良いと存じます。所有者不明の空家等の敷地については、この法の対象となるため政令の動向に注意して、今後の方針を決めていけばよいのではないかと思います。</p> <p>ただし、相続財産管理人等を選任する場合、裁判所に予納金を納める必要があり、各地方自治体で実務的に難しいと考えられる予算措置やお金を納めて返ってくる保証等の見通しについては、庁内連携だけでなく、専門家を活用することを検討された方がよいのではないかと思います。</p>
事務局	<p>相続財産管理人制度等については、他市事例を踏まえハードルがあることを認識しています。また、選任した場合の金額や調査にかかる金額等については、大阪府主催の研究会、専門家団体主催の研究会などに参加して、研究に努めていきたいと考えています。</p>
会長	<p>法律に従いやらなければならない事は勿論ですが、現状把握で得られたものを踏まえて、これからどのようにやっていくか、長期的又は中短期的なスケジュールに沿ってできるだけ速やかに進めていければと考えています。</p>
委員	<p>実態調査結果において、1戸も居住のない長屋は1軒と数えているのか、また、ランク付けにおいて、道幅や建て替え等利活用に関する基準は存在するのかお伺いしたいです。</p>

事務局	<p>今回の外観調査においては、あくまで建物の劣化状況や郵便受けの状況等の観点でランク付けを行っています。ただし、ランクの判定には影響しませんが、接道条件等についても調査を行い、情報を把握しています。</p>
委員	<p>骨子案 23 ページの「③地域等と連携した空家等の利活用方法の検討」について、具体的にどのようなことを計画していますか。</p>
事務局	<p>今後、空家問題を地域の課題と認識し、例えば、町会や自治会から要望があれば、地元の会館等における空家の個別相談会やセミナー、意見交換会の実施や町会や自治会が把握している空家等の情報提供を受けたうえでの空家等対策検討等が考えられます。</p>
委員	<p>私の住んでいる団地では空家等が多く、築30年から40年経っており、建て替えが問題となっています。また、団地においては、4件のうち3件が空家等となっている建物に高齢者が居住しており、いざという時の相談相手がおらず困っていたり、年間20所帯ほどの新たな居住者のうち、半数以上の居住者が死亡や長期入院により継続した居住を続けられない問題、若年層の流出問題等が見られ、徐々に居住者は減少しています。</p>
事務局	<p>委員の仰っている市営住宅については、建て替えも含め、公共施設の再配置の観点から計画作成段階であるため、そのような状況になっていると考えられます。本件は、空家等対策審議会の範疇を超え、市の方針付けに係る課題となることに加えて、他課において検討中の計画であるとのことをご理解いただきたいと思います。</p>
会長	<p>本件は、市としては直接関連する話ではありませんが、特措法の対象ではなくても大きく空家問題として捉えていると考えています。それに関して、庁内における話し合いで進展があっても、進展内容が市民に情報伝達されるまでかなりの時間を要します。そのため、情報伝達に関して再度、考える必要があると存じます。</p>
事務局	<p>北部地域については、まちづくり協議会を立ち上げており、そちらのほうで、情報提供及び情報共有を図っていければと考えています。</p>
委員	<p>黒鳥では、集合住宅の数が増えてきていますが、今後の集合住宅の管理や調査についてどうしていくか教えていただきたいです。</p>

委員	<p>国自体が対応策を検討中であることから、地方自治体が長屋や区分所有建物に対して現時点で対策等を立てることは困難です。例えば、長屋には権利者が他に存在する「共用部分」があるため容易に取り壊せません。したがって、現行の特措法は最終的には建物の除却を前提に物事を考えていますが、長屋の場合は空きがあるからといって全体は勿論、一部も取り壊すことは出来ないため、対策を講じるためには、全く異なる考え方を持ってこないと対応できません。国ではこの方策の法律化を2020年までに予定しており、おそらく来年くらいまでには方策が出て来ると考えられます。</p>
委員	<p>資料の中で、長屋や集合住宅を調査対象から省いたため和泉市の空家数が低いという話がありましたが、他市と同様の条件の下、比較を行っているのですか。</p>
事務局	<p>大阪府内において実態調査を行った市町のうち和泉市の空家数は38市町中21番手であり、阪南方面の11市町のうち8番手であることから、楽観視はできないが空家数は少ないと考えています。</p>
委員	<p>私は、岸和田市の空家等対策協議会委員も務めていますが、和泉市の実態調査基準は、岸和田市と同様です。おそらく、全国どこの市町村も特措法に従って実態調査を実施しているため、基準は同様であると思われます。</p>
事務局	<p>特措法に従って調査を行う市町村とは関係なく、長屋や集合住宅を含め調査を実施している自治体もありますが、総合的に考えても、他市と比べて和泉市は空家数が少ないと考えています。</p>
会長	<p>特措法の定義については、配布資料4の3ページ下部に簡単ですが説明があります。</p>
委員	<p>3、4年前に町会を通じて空家等の利活用に関する調査を行った記憶があるがご存知ないですか。調査は平成26年頃に行ったようですが。また、今回が初めてではなく、過去にも何らかの形で空家等の調査を行っているのではないのですか。</p>
事務局	<p>事務局では把握していません。また、実態調査は都市政策課としては初めてです。特措法とは別の観点で空家等の調査を他部局で実施している可能性があるため、そちらについては確認させていただきます。</p>

会長	<p>■その他</p> <p>ご意見等がないようですので、つづきまして、『次第5. その他』として、事務局からは何かございませんか。</p>
事務局	<p>今後のスケジュールについてご説明します。本日いただいたご意見等を踏まえ、空家等対策計画（素案）を作成します。作成にあたり、庁内連携会議で関係課と調整を図り、委員の皆様からご意見を伺います。その後、10月中旬から下旬に開催予定の第2回空家等対策審議会において、素案をお示しさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>素案に関して、審議会委員の手元に資料が届く時期はいつですか。</p>
事務局	<p>9月の下旬を予定していますが、その前に一度委員の皆様から意見聴取を行う予定です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。事務局におかれましては、皆様からいただいた貴重なご意見を尊重して素案の作成をお願いいたします。</p> <p>それでは、これで平成30年度第1回和泉市空家等対策審議会を終了いたします。委員のみなさま、どうもありがとうございました。</p>

会議の顛末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

和泉市空家等対策審議会 会長 田中 志津子